

## 山口家庭裁判所委員会議事概要

第1 日 時 平成18年11月29日(水)午後1時30分

第2 場 所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

勝山浩嗣委員，加登田恵子委員，末永光正委員，杉山和子委員，中山修身委員，西村寿美雄委員，野中百合子委員，福田廣委員，宮本邦彦委員，安原清藏委員

[オブザーバー]

山崎正秀事務局長，池村嘉浩首席家裁調査官，刀禰紘道首席書記官

第4 議 題

- 1 安原所長あいさつ
- 2 新任委員自己紹介
- 3 新委員長選出
- 4 新委員長あいさつ
- 5 前回の意見交換の意見についての検討結果
- 6 意見交換  
「成年後見制度について」
- 7 委員長あいさつ

第5 会議経過

- 1 山口家庭裁判所安原所長からあいさつがあった。
- 2 新たに山口家庭裁判所委員会委員に任命された勝山委員及び宮本委員から自己紹介があった。
- 3 新委員長選出(進行：野中委員長代理)

委員長を法曹三者以外から選出すべきという意見もあったが、出席委員の多数の意見により、山口家庭裁判所長である安原委員が委員長に選出された。

4 新委員長からあいさつがあった。

5 前回の意見交換の意見についての検討結果

裁判員制度のパンフレットを毎年300部程度、大学に配布していただきたいという要望に対して、山崎事務局長から次のとおり検討結果が報告された。

裁判員制度のパンフレットについては、裁判所見学ツアーの参加者への配布や裁判員制度の出前講義等を実施する際に利用している、大学等へ備え付けるだけの部数が確保できない状態であり、要望には応えられないことを御理解をいただきたい。

なお、参考までに、山口家裁では、毎年大学に出向いて受験説明会を実施しており、その説明会の際に裁判員制度のパンフレットを配布している。

6 意見交換等

(委員長)

今回の意見交換のテーマ「成年後見制度について」について、先ず、家庭裁判所から説明をさせていただきたい。

(山口家裁田島主任家裁調査官及び同浅野主任書記官により、「成年後見制度について」の説明が行われた。)

【意見交換の概要】

[ :委員長 :委員(委員長を除く。) :オブザーバー ]

成年後見事件の取扱件数について山口家裁の状況及び山口家裁において審理期間が長くなっている原因について説明していただきたい。

山口家裁全体の取扱件数については、平成16年度の管内総数が、後見開始が217件、保佐開始が24件、補助が11件、合計252件であり、平成17年度の管内総数は、後見開始が249件、保佐開始が25件、補助開始が12件、合計286件であり、平成18年度の管内総数は、現在進行中

であるが、9月末現在で、後見開始が352件、保佐開始が21件、補助開始が2件、合計375件である。平成18年度は、9月末現在で、昨年、一昨年の総数を上回っており、増加傾向にあるということがこれでお分かりいただけるものと思う。

全国的に山口家裁の審理期間が長いという点については、特に統計を取っている訳ではないが、これまでの山口家裁での成年後見事件の処理については、精神鑑定を依頼している割合が高く、その意味では、法に則ってやっているということにはなるが、精神鑑定を依頼すると、鑑定書が提出されるまでに、1、2か月かかるので、それだけ審理期間が長くなっているものと思われる。

審理期間が長い原因としてはそういうところにあるということであるが、全国的には、明らかに判断能力を欠いている場合や著しく判断能力が欠けている場合には、精神鑑定を省略する傾向にあるようである。

裁判のスピードが上がっている中で、6か月以上かかるというのは、成年後見事件は、難しい手続なのだった。

成年後見事件の中で、親族間の紛争が背景にあるものは、第三者後見人として弁護士や社会福祉協議会等に後見人を依頼することになるが、なかなか後見人を引き受けてもらえないという状況もあり、そのような事件があると審理期間が長くなるという傾向もあるようである。

後見人が見つからないということを説明していただきたい。

後見人の供給能力にも問題があると思われる。

多くの場合は、本人の親族が後見人となっているが、親族の後見人の中には、変なことをする者もいないわけではないので、親族後見人として信頼できるかということ、家裁がしっかりと調査したいということもあろうかと思われる。そういうこともあり、今は第三者後見人を増やしており、法律専門職や社会福祉士が後見人をするようになってきているようだ。ところが、

社会福祉士は、本業の関係から、後見人になったとしても2、3人しか担当できないと聞いているし、弁護士も、後見人の仕事はいつ終わるとも分からない仕事なので、受けたくないという者も中にはいるようだ。

ロースクールでは、その中に法律事務所のようなものを作って、大学院生に法律相談を担当させる方法を探っているが、県立大学の社会福祉学科の中に同じようなものを作ってもらい、それを弁護士会や社会福祉協議会が応援して、取り敢えず後見人をする人ができる人を作っていくような方法を考えることが大事だと思う。

社会福祉士も大勢いると思われるが、後見人の仕事は大変なものと思っているのか。

社会福祉士は、県内に250人から300人いると思われるが、社会福祉士は福祉について情熱を持っており、真面目である。90時間とか100時間の法律等の勉強をしないと後見人をやらせないということがあるようだ。

後見人の仕事は、簡単な講座を受講してもできるものなのか。

第三者に後見人をやらせるためには、倫理的なバックボーンがトレーニングされていることが必要であり、2、3回の講座を受講してすぐに後見人の仕事ができるというものではないと思われる。

山口県には一人暮らしのお年寄りが多いと思われるので、後見人を確保することが大事なことだと思うが、後見人を確保するために必要な全体の流れがなかなかできていかないのだと思われる。一般的に後見制度に対する意識が低いという感じを受けている。今後は、成年後見制度がどうしても必要な制度であることをアピールしていく必要があると思われる。

家裁だけではとても後見制度をピーアールできない。これは行政の仕事だと思う。

成年後見事件には相続問題の先取りの一面があるように思われるが、家裁での相続事件は減る傾向にあるのか。

相続事件の受理件数は、この場でお示しできないが、相続事件の中で遺産分割事件に関しては、比較的横ばいという感じで、増えても減ってもいない。

後見人は、需要に比べて供給が少ないと感じている。需要については、養護学校などのPTAの間で少しずつ広がっているが、後見人になろうという方向への啓発については弱いと思っている。

社会福祉士が真面目だと言ってくれるのはありがたいが、社会福祉士は、本人の日常の生活に関する研修をたくさんしていて、後見人になるということが連帯保証人になるというくらいのヘビィなイメージを持っており、それは弁護士にお願いしようという指向性もあるのかなと思っている。

山口県は弁護士など法曹の専門職も多くないと思われるので、社会福祉士の活躍の場もあると思われ、もっと積極的に取り組んでいきたいと思う。

日常、障害者と一緒にいることができる人でないと本人を守ることはできないと思うが、成年後見制度は法律行為のみをするという考え方なのか。後見人は本人の身の世の世話とかはしないのか。

後見人が本人の身の世の世話をするのではない。本来は法律行為をすることが後見人の仕事の中心である。

しかし、今は、なるべく本人を、入所施設からグループホーム等の在宅に返していくという方向にあるが、アパートとかグループホームとか、どの程度の住居ならば本人が障害を抱えながら生活が可能かという判断は、本人の日常を知っていないとできないわけであるから、法律家としても、民法に書いてない仕事もやらないと仕方がないかなというのが実情である。

精神鑑定を担当する医療機関は決まっているのか。

圧倒的多数は主治医であるが、主治医に断られた場合には、主治医以外の医者を探すことになる。

裁判員制度のピアーールはやっているが、後見制度についてはやっていないように思えるが、どうか。

平成12年の制度が始まった当初は、県内のいろいろなところを回ってピアーールをしていたが、今はしていない。そういう意味では遅れているかも知れない。

取扱件数がどんどん増えていると思われるが、裁判所の事務量としてはどうか。

家裁が監督を行う必要のある事件の取扱件数についてはそのとおりであり、平成12年4月から制度が始まったわけだが、山口で年間300件の後見等の開始事件の申立てがあり、これらについては後見人等が選任された後、家裁の監督が必要となるわけであるが、それは本人が亡くならない限り毎年累積的に増加するということになる。

現状では、山口家裁管内では監督を必要とする事件が本年9月末現在1017件ある。これらは毎年監督している訳ではなく、1年又は2年間、問題なく機能している場合には、3年ごとに監督を行うとか期間を変えて家裁で監督をしているので、毎年1000件を監督する訳ではないが、いずれにしても本人が亡くなるまで家裁が監督していくことになる。

なお、今年は新たに400件以上の増加が予想される。

医師に向けたペーパーを作っているようだが、医師会等とは協議をしたのか。

山口県精神科医会及び山口医師会の会長への依頼をしている。また、平成12年の制度発足当初にも、裁判所から、説明や診断書等の関係でお願いに行っていると聞いている。

定型の鑑定書では、精神鑑定にそんなに時間がかからないように思えるがどうか。

裁判所としてはそのように理解しているが、なかなか鑑定書が提出されないというのが現状である。

むしろ、鑑定する医者の方が鑑定という言葉にこだわって、難しいものを

作らなければいけないと思っているようだ。

診断書だけで良いということにはならないのか。

明らかに判断能力のない者については，精神鑑定を省略する方向に進みつつある。

第三者が後見人になった場合，報酬をもらえるのか。報酬は年間いくらくらいと決まっているのか。

報酬は請求できることになっている。報酬額については，ケースバイケースである。

後見人の報酬は本人の財産の中から出すことになるが，本人に財産がなければ報酬の出所がなく，後見人を付けるのが難しいということになる。司法書士や弁護士に無報酬に近い形で後見人をお願いすることもあり，その辺に難しさがあると思っている。

市長申立ての場合とか，そういう後見人に対しては，国庫から補助金が出ることになっている。具体的には，国が2分の1，県と市町村が各4分の1ずつ負担する制度が，介護保険の利用を推進するための事業としてあるが，大きな自治体でしかやっていないようだ。また，大きい自治体も広報まではしていない。国は積極的に半分出すと言っているが，県や市は，やると金を出さないといけないから口をつぐんでいる状況ではないか。

介護保険は，ある意味では高齢者にしか行き渡っていない仕組みなので，行政の方でやってもらわないと，身よりや財産のない人が消費者被害的な被害を受けることになると思われる。

後見人の報酬については，萩市に在住の高齢者について，社会福祉協議会が後見人を担当した例だが，かなりの分量の報告書を家裁に提出して報酬を申請したところ，12万円ちょっとだったと聞いたことがある。

銀行が後見人の選任を求めるケースはたくさんあるのか。

具体的にどのくらい指導を受けているのかは分からないが，申立てのきつ

かけとしては、銀行預金の解約等の際に、銀行から指導を受けるケースが多いと感じている。

その他、親族が家裁の窓口に来るのは、不動産を処分するとか、登記名義を変えるとか、遺産分割がらみでもあると思うが、本人の財産を処分しようとしたり、預金を引き出そうとしてそれができない場合が多いのではないかと思う。

利用しやすく、かつ迅速にというのは、どの問題でも難しいと思う。2つが実現できればベストだと思うが、やはり適正の方が重要視されなければいけないと思われる。

また、第三セクターではないが、家裁と当事者と行政を結ぶ中間的なものができたらいいと思っている。

任意後見の状況はどうか。

任意後見については、元々本人が事前に任意後見契約を締結しており、家裁としては任意後見監督人を選任するだけの手続となる。任意後見契約の締結数については、公証人役場でこれ以上の契約がされているという程度のことしか、裁判所では分からない。

成年後見制度については、弁護士会や社会福祉士会、経営者の業界などから、話をしてくれと言われることがあるが、そこでは裁判所の人に話をしてもらいたいという要望も相当あるようであり、今後、家裁には、その辺りのことをお願いしたい。

また、裁判員制度のビデオはあるようだが、成年後見制度のビデオはないのか。

近々完成する予定である。

## 7 次回期日及びテーマ

次の開催は、平成19年2月27日(火)午後1時30分とし、テーマは、「子どもを巡る夫婦間等の問題について」とされた。

8 最後に，委員長からあいさつがあった。

以 上